

令和7年4月1日スタート!

山江村に5年以上定住する方 奨学金返還を免除します!



山江村への定住を促進するため、奨学基金の範囲内で

山江村奨学金の返還を免除します。

【 対象者 】

次の要件のいずれにも該当する方

(1) 5年以上本村に定住する者

※令和7年4月1日以前から本村に定住し、すでに返還を開始している者は除く

(2) 就労している者

(3) 村税等を滞納していない世帯

【 免除の額 】

免除対象と決定した月からの返還分

【 免除申請 】

申請時に提出する書類

(1) 山江村奨学金返還免除申請書(様式第1号)

(2) 誓約書(様式第2号)

(3) 就労証明書(様式第3号)または自営業申立書(様式第4号)

(4) 住民票(謄本)の写し

(5) 納税証明書(世帯分)

【 問い合わせ 】

山江村教育委員会

〒868-0092 熊本県球磨郡山江村大字山田甲 1360 番地

TEL:0966-23-3604 FAX:0966-24-6681

ご不明な点は、教育委員会へお問い合わせください。

詳しくは

＼HPをご覧ください／



私は該当？非該当？ 奨学金返還免除
Q&A



私は現在大学生です。山江村に住所があります。大学卒業後、山江村に帰ってきて定住する予定です。該当しますか？

はい。該当します。大学卒業後、山江村に帰ってきた時に、手続きをお願いします



私は現在、山江村に定住しています。奨学金返還中ですが、該当しますか？

申し訳ございません。該当しません。この免除制度は、定住促進を目的としております。今後山江村に帰ってくる方を対象としておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。



私は現在、奨学金の返還をしながら県外に住んでいます。5月1日に山江村へ帰ってきて定住する予定です。私は該当しますか？もし、4年目に転出した場合はどうなりますか？

はい。該当します。5月中に免除申請した場合、免除対象決定月が5月となりますので、5月分から返還最終月まで免除いたします。もし、5年たたずに本村から転出された場合、免除した奨学金は全額返していただくこととなります。

詳しくは

＼HPをご覧ください／

【 問い合わせ 】

山江村教育委員会

〒868-0092 熊本県球磨郡山江村大字山田甲 1360 番地

TEL:0966-23-3604 FAX:0966-24-6681

ご不明な点は、教育委員会へお問い合わせください。

